払込後確認申請書（**直接投資用**）

（優遇措置Ｂ、プレシード・シード特例、起業特例）

様式第６（第１１条関係）

右上のテキストボックスは削除して使用してください。

申請書

令和　年　　月　　日

東京都知事　殿

　　　　会社所在地

　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　会　社　名

　　　　　　　　 　　　　　　　役職・代表者の氏名　代表取締役

中小企業等経営強化法第７条の規定による確認を受けたいので、下記のとおり申請します。また、注意事項に同意します。

記

１　中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第８条第５号｛イ、ロ、ハ｝及び第６号｛イ、ロ、ハ｝に該当すること

２　個人の氏名及び住所

３　取得株式数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株

４　払込金額　　　　　　　　　　　　　１株　　　　　　円

（うち、新株予約権に係る払込金額　　　　　　　　　円）

５　払込金額の総額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（うち、新株予約権に係る払込金額の総額　　　　　　円）

６　基準日　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　月　日

７　事業沿革

注意事項

１　規則第８条第５号ハ及び第６号ハに該当することの確認を受ける場合、その会社の主たる事業が、他の事業者からその全部または一部を譲り受けたものでないこと。　　　　　　　　　　　　　　　　[ ]

２　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当しない会社であって、かつ、役員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者がいないこと。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 [ ]

３　暴力団又は暴力団員等の統制の下にない会社であること。　　　　　　　　　　　　　　　　　 [ ]

４　公の秩序又は善良の風俗を害するような活動を行わないこと。　　　　　　　　　　　　　　　 [ ]

５　規則第８条第５号ロ及び第６号ロに該当することの確認を受ける場合、本確認申請書上記２記載の個人のうち、実質的株主ではないにも関わらず株式譲渡益非課税枠を利用する目的で一時的に株主となろうとするもの（名義貸しを行っているケースや株式取得前に他の者との間で株式取得後に当該株式を譲渡する旨の約束をしているケースなど）には、株式を取得させないこと。また、本確認申請書上記２記載の個人であって既に株式を取得した者が、実質的株主ではないにも関わらず株式譲渡益非課税枠を利用する目的で一時的に株主になっていたことが判明した場合には、その旨を、本確認を行った東京都に届け出ること。 　　 　　 　　　　 [ ]

上記注意事項に同意する場合には、上記□内に印をつけること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。